

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年5月12日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

宮城県田尻町長 堀 江 敏 正

平成16年3月24日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

- 5 構造改革特別区域計画の意義
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果
- 8 特定事業の名称
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

2. 変更事項の内容

別紙のとおり（別紙920の追加を含む。）

構造改革特別区域計画の変更について

田 尻 町

【下線部改正箇所】

新	旧
<p>構造改革特別区域計画（本体）</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義 （略）</p> <p>また、「あんしんプラン」においても掲げられた老朽化した保育所と幼稚園の建替えも「子どもの幸せ」に重点を置き、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での保育所・幼稚園入園（入所）に捉われることなく、3歳児から5歳児までの同年齢の幼児を「<u>幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）</u>に基づく同じ保育室で合同保育すること、<u>加えて子どもたちの健全な育成には不可欠な食指導「食育」についても同様に実施すること</u>により、幼稚園児・保育所児が分け隔てなく平等・公平に保育が受けられるよう幼保一元化した幼保合築施設（以下「子育て支援総合施設」という。）の建設に着手したところである。この施設のオープンは、平成17年4月を予定している。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標 （略）</p> <p>この施設は、0歳児から2歳児は保育所として預かり、3歳児から5歳児については、保育所と幼稚園の分け隔てなく合同活動できる「<u>幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針（平成10年3月10日</u></p>	<p>構造改革特別区域計画（本体）</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義 （略）</p> <p>また、「あんしんプラン」においても掲げられた老朽化した保育所と幼稚園の建替えも「子どもの幸せ」に重点を置き、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での保育所・幼稚園入園（入所）に捉われることなく、3歳児から5歳児までの同年齢の幼児を同じ保育室で合同保育することにより、幼稚園児・保育所児が分け隔てなく平等・公平に保育が受けられるよう幼保一元化した幼保合築施設（以下「子育て支援総合施設」という。）の建設に着手したところである。この施設のオープンは、平成17年4月を予定している。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標 （略）</p> <p>この施設は、0歳児から2歳児は保育所として預かり、3歳児から5歳児については、保育所と幼稚園の分け隔てなく合同活動できるよ<u>うな</u>保育室を設定し、同一のカリキュラムでより質の高い幼児教育の</p>

文初幼第476号・児発第130号)に基づく同一の保育室を設定し、同一のカリキュラムでより質の高い幼児教育の提供を行う予定であるが、将来的には町内すべての幼稚園においても合同活動ができることを目指している。さらに、子どもの健全な育成に不可欠な「食」についても、4歳児と5歳児については分け隔てなく「食育」するという観点から、保育所児にも学校給食センターから搬送された給食を提供する。同じ地域の幼児でありながら、これまで保護者の都合により、異なった活動を行ってきたが、特区の導入により、この時期に最も必要な集団における社会性や創造性を育み、幼児の健全な育成を図ることができる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

(略)

このような子育てや子どもに対する施策が中核施設となる「子育て支援総合施設」の建設により一部集約されてくるとともに、特区の導入では0歳児から5歳児までの保育・教育が一貫した流れの基に実施されることにより、これまでさほど合同での活動ができなかったが、平成17年度は3歳児から5歳児170人の合同保育が同一の保育室で可能となり、将来的には中核施設での実施状況等を踏まえ、平成20年度をめどに町内すべての幼稚園でも合同保育を実施し、250人程度の合同保育の実施を目標にしている。

また、現在町内の3幼稚園、3小学校、1中学校の子どもたち約1,200人に、地元で生産された米や野菜などを使った安全で安心して食べることができる給食を提供しながら、栄養士による食指導「食育」

提供を行う予定であるが、将来的には町内すべての幼稚園においても合同活動ができることを目指している。同じ地域の幼児でありながら、これまで保護者の都合により、異なった活動を行ってきたが、特区の導入により、この時期に最も必要な集団における社会性や創造性を育み、幼児の健全な育成を図ることができる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

(略)

このような子育てや子どもに対する施策が中核施設となる「子育て支援総合施設」の建設により一部集約されてくるとともに、特区の導入では0歳児から5歳児までの保育・教育が一貫した流れの基に実施されることにより、これまでさほど合同での活動ができなかったが、平成17年度は3歳児から5歳児170人の合同保育が可能となり、将来的には中核施設での実施状況等を踏まえ、平成20年度をめどに町内すべての幼稚園でも合同保育を実施し、250人程度の合同保育の実施を目標にしている。

に力を入れている。そこで、「子育て支援総合施設」においても、4歳から5歳児については幼稚園・保育所の分け隔てなく「食育」を実施したいという観点から、保育児にも同様の給食を提供していく。

以上のことにより、「あんしんプラン」の基本理念である保護者が「安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」の実現につながっていき、少しでも少子化傾向に歯止めがかかってくることが期待できる。

8 特定事業の名称

- ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）
- ・保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（914）
- ・保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（916）
- ・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に關し当該地方公共団体が必要と認める事項
(略)

このことにより、「あんしんプラン」の基本理念である保護者が「安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」の実現につながっていき、少しでも少子化傾向に歯止めがかかってくることが期待できる。

8 特定事業の名称

- ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）
- ・保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（914）
- ・保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（916）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に關し当該地方公共団体が必要と認める事項
(略)

- (2) 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（823、921）
幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（914）の認定を受けた後、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）に基づき設置する中核施設において、平成17年4月1日から、幼児期に必要なとされる集団での生活及び社会性や

(2) 次世代育成支援地域行動計画策定事業(補助事業)

今年度全国のモデル市町村として厚生労働省から指定を受け、平成13年度に策定した田尻版エンゼルプランである「あんしんプラン」のさらに一段の取り組みを推進するため、子育て支援のみならず、子どもと保護者の心身の健康(母子保健関連)や子育てしやすい生活環境の整備、男性の働き方の見直しや子どもの安全確保、さらには少子化対策まで網羅した実効性のある計画を策定しているところである。

今年度内に計画の素案づくりを行い、本町をモデルとして、平成16年度中に市町村合併する予定である1市6町で1本の計画を作り上げ、具体的な目標数値を掲げながら新市全体の子育て支援策の底上げを図り、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指して、平成17年度を初年度とし、目標年度を平成26年度とする計画を策定していくものである。

(3) 子育て支援ネットワーク化事業(単独事業)

住民ニーズに応じたきめ細やかな子育て支援策を展開していくためには、地域における子育て支援の取り組みが重要であり、中核施設のみならず各地区の拠点においても子育て相談事業や子育て支援の情報を提供していきたいと考えている。そこで、平成16年度中に各幼稚園を拠点とした子育てサービスの在り方を検討し、平成17年度からその実施に向け取り組んでいく予定として

自主性を涵養し、幼児の心身の健全な育成を図るため、幼稚園と保育所の保育室を共用しながら幼稚園児及び保育所児が合同活動を行えるよう、平成16年度中に構造改革特別区域計画の変更認定申請を行う予定としている。

(3) 次世代育成支援地域行動計画策定事業(補助事業)

今年度全国のモデル市町村として厚生労働省から指定を受け、平成13年度に策定した田尻版エンゼルプランである「あんしんプラン」のさらに一段の取り組みを推進するため、子育て支援のみならず、子どもと保護者の心身の健康(母子保健関連)や子育てしやすい生活環境の整備、男性の働き方の見直しや子どもの安全確保、さらには少子化対策まで網羅した実効性のある計画を策定しているところである。

今年度内に計画の素案づくりを行い、本町をモデルとして、平成16年度中に市町村合併する予定である1市6町で1本の計画を作り上げ、具体的な目標数値を掲げながら新市全体の子育て支援策の底上げを図り、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指して、平成17年度を初年度とし、目標年度を平成26年度とする計画を策定していくものである。

(4) 子育て支援ネットワーク化事業(単独事業)

住民ニーズに応じたきめ細やかな子育て支援策を展開していくためには、地域における子育て支援の取り組みが重要であり、中核施設のみならず各地区の拠点においても子育て相談事業や子育て支援の情報を提供していきたいと考えている。そこで、平成16年度中に各幼稚園を拠点とした子育てサービスの在り方を検討し、平成17年度からその実施に向け取り組んでいく予定として

いる。

また、これと同時並行で、地域子育て支援センターを中心として、子育てを一段落した方や、これから子どもを産み育てたいと思っている方などを対象として、子育てサポーターの養成講座を実施していく予定としている。平成17年度からは、特別区域内（田尻町全域）の子育て支援事業などにも協力をもらいながら、子育てサポーターがひとり立ちできるよう育成・支援し、地域における子育て支援を実践的に取り組んでもらう予定としている。

（4）食教育の推進事業（単独事業）

現在は、町の栄養士による「食育」の巡回指導や学校だよりの

いる。

また、これと同時並行で、地域子育て支援センターを中心として、子育てを一段落した方や、これから子どもを産み育てたいと思っている方などを対象として、子育てサポーターの養成講座を実施していく予定としている。平成17年度からは、特別区域内（田尻町全域）の子育て支援事業などにも協力をもらいながら、子育てサポーターがひとり立ちできるよう育成・支援し、地域における子育て支援を実践的に取り組んでもらう予定としている。

（5）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）

子どもたちの健全な育成には、食教育も重要な要素であり、現在町では3幼稚園、3小学校及び1中学校の子どもたち約1,200人に、地元で生産された米や野菜などを使った安全で安心して食べることができる給食を提供しながら、栄養士による定期的な食指導「食育」に力を入れている。

そこで、平成17年4月1日に開所する中核施設においては、幼稚園・保育所の分け隔てなく「食育」を実施したいという観点から、保育所児にも同様の給食を提供していきたいと考えており、平成16年度中に構造改革特別区域計画の変更認定申請を行う予定としている。

なお、保育所児の0歳から3歳児については、子どものアレルギー対応など、きめ細やかな給食を提供する必要があることなどから、これまでの基準どおり中核施設内に給食室を設置し、年齢にあった給食の提供をしていく予定である。

（6）食教育の推進事業（単独事業）

現在は、町の栄養士による「食育」の巡回指導や学校だよりの

どによる栄養指導などを実施しているが、平成16年度内に「食教育推進計画（食育プログラム）」を策定しながら、平成17年度を初年度とし、家庭における栄養指導の重点化を図りながら、子どもたちが心身ともに健やかに育つようサポートしていく予定である。

(5) 子どもに係る事務（児童福祉法に係る事務）の教育委員会への委任事業（新規提案）

今回、構造改革特別区域計画を作成するに当たり、住民や学識経験者等を交えた「たじり子育て支援ネットワーク会議」（平成12年度に設置）において検討を重ねて来たが、その中で保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（916）の認定を受けるに当たり、「青少年の健全育成を含め、これから親になる世代、子どもがお腹の中にいるマタニティーの時期から一連で子育て支援ができればいいね。」という発想のもとに、今後、関係部署と県とも協議しながら具現化を図り、新規提案できるよう取り組んでいこうと考えているものである。

(6) 送迎体制整備事業（通園バスの運行）

現在町では、4歳以上の幼稚園児のみの送迎を行っているが、仕事と子育ての両立を図っていくうえで、保育所に入所している子どもたちの送迎も必要ではないかと考えている。これは、単に幼稚園と同様のやり方で子どもたちの送迎を行うのではなく、保護者が通勤時に駅に送ってきた子どもたちを保育所に送迎することや、平成17年4月の市町村合併を視野に入れた広域保育に対応した送迎、保育所が開所していない時間帯に家庭で保育する者（保育ママ）に預けられた子どもたちを保育所に送迎するなど、

どによる栄養指導などを実施しているが、平成16年度内に「食教育推進計画（食育プログラム）」を策定しながら、平成17年度を初年度とし、家庭における栄養指導の重点化を図りながら、子どもたちが心身ともに健やかに育つようサポートしていく予定である。

(7) 子どもに係る事務（児童福祉法に係る事務）の教育委員会への委任事業（新規提案）

今回、構造改革特別区域計画を作成するに当たり、住民や学識経験者等を交えた「たじり子育て支援ネットワーク会議」（平成12年度に設置）において検討を重ねて来たが、その中で保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（916）の認定を受けるに当たり、「青少年の健全育成を含め、これから親になる世代、子どもがお腹の中にいるマタニティーの時期から一連で子育て支援ができればいいね。」という発想のもとに、今後、関係部署と県とも協議しながら具現化を図り、新規提案できるよう取り組んでいこうと考えているものである。

(8) 送迎体制整備事業（通園バスの運行）

現在町では、4歳以上の幼稚園児のみの送迎を行っているが、仕事と子育ての両立を図っていくうえで、保育所に入所している子どもたちの送迎も必要ではないかと考えている。これは、単に幼稚園と同様のやり方で子どもたちの送迎を行うのではなく、保護者が通勤時に駅に送ってきた子どもたちを保育所に送迎することや、平成17年4月の市町村合併を視野に入れた広域保育に対応した送迎、保育所が開所していない時間帯に家庭で保育する者（保育ママ）に預けられた子どもたちを保育所に送迎するなど、

多方面での必要性を検討しながら、ニーズ調査も行い、試行を経て、平成17年度以降の実施をめどに事業を進めていくものである。

構想改革特別区域計画（別紙）

（番号：807）

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

（略）

施設の規模：床面積 1,898.63㎡（木造平屋建て）

（番号：914）

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

（略）

施設の規模：床面積 1,898.63㎡（木造平屋建て）

5 当該規制の特例措置の内容

（略）

【特例措置摘要の要件】

1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

（1）面積

（略）

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	入園予定人員 （実施人数）	学級数	保有面積：幼稚園設置基準
3歳児	20人	20人	1	<u>436.59</u> ㎡ 420㎡

多方面での必要性を検討しながら、ニーズ調査も行い、試行を経て、平成17年度以降の実施をめどに事業を進めていくものである。

構想改革特別区域計画（別紙）

（番号：807）

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

（略）

施設の規模：床面積 1,936㎡（木造平屋建て）

（番号：914）

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

（略）

施設の規模：床面積 1,936㎡（木造平屋建て）

5 当該規制の特例措置の内容

（略）

【特例措置摘要の要件】

1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

（1）面積

（略）

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	入園予定人員 （実施人数）	学級数	保有面積：幼稚園設置基準
3歳児	20人	20人	1	<u>436.86</u> ㎡ 420㎡

4歳児	30人	30人	1	(320 + 100 × (学級数 - 2))
5歳児	30人	30人	1	
合計	80人	80人	3	

(番号：916)

4 特定事業の内容

(略)

整備される施設 規模：床面積 1,898.63m² (木造平屋建て)

追加分

別紙

1 特定事業の名称

番号： 920

名称： 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

(仮称)田尻町子育て支援総合施設(保育所2か所と幼稚園1か所を統合した施設)

施設の設置主体：田尻町

施設の規模：床面積 1,898.63m² (木造平屋建て)

施設の所在地：宮城県遠田郡田尻町沼部字新堀地内

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4歳児	30人	30人	1	(320 + 100 × (学級数 - 2))
5歳児	30人	30人	1	
合計	80人	80人	3	

(番号：916)

4 特定事業の内容

(略)

整備される施設 規模：床面積 1,936m² (木造平屋建て)

4 特定事業の内容

主 体 田尻町

区 域 田尻町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要 構造改革特別区域計画の認定後、幼稚園と保育所の分け隔てなく保育所児にも幼稚園児と同様の給食を提供し、栄養士による定期的な食指導「食育」を行い、子どもたちの健全な育成を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

子どもたちの健全な育成には、食教育も重要な要素であり、現在町では3幼稚園、3小学校及び1中学校の子どもたち約1,200人に、地元で生産された米や野菜などを使った安全で安心して食べることができる給食を提供しながら、栄養士による定期的な食指導「食育」に力を入れている。そこで、平成17年4月1日に開所する中核施設においては、幼稚園・保育所の分け隔てなく「食育」を実施したいという観点から、保育所児にも同様の給食を提供していくものとする。

なお、保育所児の0歳から3歳児については、子どものアレルギー対応など、きめ細やかな給食を提供する必要があることなどから、これまでの基準どおり中核施設内に給食室を設置し、年齢にあった給食の提供をしていくものとする。

【特例措置摘要の要件】

- 1 調理室として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること

子育て支援総合施設では、0歳児から3歳児については当該施設に設置した調理室から給食を提供するため、これまでの基準どおり調理室を設置することとしている。したがって、4歳以上児の給食についても、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を共用することができる。また、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等も有しているため、給食の提供には支障はない。

2 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること

児童の給食については、これまでも町の栄養士を配置し、きめ細やかな給食を提供するよう努めてきた。また、食事の内容、回数及び時機についても現場の先生方と常に連絡を取り合いながら、給食の適正な提供に努めてきたところである。

今回の保育所4歳以上児への給食の外部搬入については、子育て支援総合施設と学校給食センターが、いずれも町の施設であり、運営も町で行っていることから、給食の外部搬入には支障がなく、児童の食事の内容、回数、時機に適切に応じることができる。

3 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること

子育て支援総合施設での給食の外部搬入については、この施設を建設する当初から計画としてあったため、施設的设计段階から、衛生基準に従い、かつ安全な給食が提供できるよう所管の保健所との

協議を進めてきたところである。また、外部搬入については、現行の「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社援第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守しながら行うべく、保健所の指導を受けながら、準備を進めているところである。

保健衛生面並びに栄養面については、当該施設に専任の栄養士及び保健師を配置しながら、万全の体制で給食を提供するよう努めていくものである。

4 必要な栄養素量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること

必要な栄養素量の給与については、子育て支援総合施設並びに学校給食センターの栄養士が連携を図りながら、発育・発達段階に応じた必要な栄養素量を確保しながら給食を提供するとともに、食育を図る観点から、現在も定期的な栄養指導や生産者を招いての食事会や勉強会などの活動を展開しているが、平成16年度中に食育プログラムを作成する予定としており、施設開所後はこの食育プログラムに基づいた給食を提供しながら、食を通じた子どもの健全育成を図っていくものである。

なお、食育プログラムの作成に当たっては、「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月16日雇児発第0316007号）」及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月29日雇児保発第0329001号）」を参考としながら作成していく。